

ソリマチ株式会社との契約内容

電子決済等代行業者との契約内容について、その内容の一部を公表いたします。

お客さまに損害が生じた場合の補償について

当社が提供する API(※1)(以下、「本 API」といいます。)またはスクレイピングを使用して電子決済等代行業者がお客さまに提供するサービス(以下、「連携先サービス」といいます。)に関してお客さまに損害が生じた場合は、連携先サービスの利用規約に従い、電子決済等代行業者がお客さまに生じた損害を賠償または補償します。ただし、当該損害が預金等の不正な払戻しに起因するものである場合、電子決済等代行業者は、一般社団法人全国銀行協会が公表している「インターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方」に基づき、お客さまに補償を行います。

当社が提供する銀行機能もしくは本 API に起因してお客さまに損害が発生した場合、当社がお客さまに対して賠償または補償します。

※1 API(Application Programming Interface)のことをいいます。

電子決済等代行業者による情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置について

電子決済等代行業者は本 API またはスクレイピングを使用して当社から取得したお客さまに関する情報(以下、「お客さま情報」といいます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ連携先サービスの利用規約に従って取り扱います。

電子決済等代行業者は、連携先サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざんまたはその他のネットワークへの不正アクセスまたは情報漏洩等を防止するために必要なセキュリティ対策を行います。

当社は、電子決済等代行業者によるお客さま情報の適正な取扱いもしくは安全管理に関する措置に問題があると判断した場合、電子決済等代行業者との連携を停止する場合があります。

電子決済等代行業再委託者による情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置について

電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者(※2)に対して、自らが当社に負うお客さま情報の取扱いと安全管理措置に関する義務と同等の義務を電子決済等代行業再委託者に課し、その責任を負います。

当社は、電子決済等代行業再委託者によるお客さま情報の適正な取扱いもしくは安全管理に関する措置

に問題があると判断した場合、電子決済等代行業者との連携を停止する場合があります。

※2 電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に定められた事業者のことをいいます。